

幼児教育無償化について

10月から施行される幼児教育無償化についてポイントをお伝えします。

- ① 該当の都道府県等に認可外保育施設の届出を提出し、受理されている園は原則として認可外保育施設の枠組みとして無償化の対象となります(ただし、国は待機児童対策を前面に出しているため、待機児童のいない地域において、市町村が無償化の該当にはならないと判断する場合があります)。
- ② 無償化対象の認可外保育施設は、保護者が「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けると無償化の対象となります。(①②双方からのアプローチが必要と考えます)
- ③ 認可外保育施設(森のようちえんを含む)の場合、同一園内に無償化の対象になる子どもとならない子どもが混在する状況になる可能性があります。それについて今のところ解決する手立てがありません。今後、国に抜本的な改善を訴えていく必要があると考えます。

文責 小林成親